

## 大学生等への情報発信事業業務委託仕様書

### 1 事業の目的

秋田県内外の大学生等（以下「学生等」とする。）に向けて、県移住・定住促進課の公式SNSや秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」（以下「こっちゃけ」とする。）のメールマガジンを活用して、継続的に県内就職支援情報や先輩社会人の声、秋田暮らしの魅力情報などを発信することにより、秋田とのつながりを感じてもらい、県内就職・回帰の促進を図る。

### 2 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### 3 情報発信事業の実施概要

(1) 当課SNS（Instagram、noteを想定）

4 (1) アに規定する3種類の記事を、年12回投稿する。投稿時期については、受託後に県と相談のうえ決定する。

(2) メールマガジン

4 (1) アに規定する3種類の記事を1回のメールマガジンとし、SNS投稿時期に合わせて年4回配信する。

### 4 委託業務の内容

(1) 学生等に発信する情報の収集と記事の制作

情報の収集と記事の制作業務の詳細は、以下のとおりとする。

ア 収集する情報の種類

以下の内容について、各4回（合計12回）取材を行うこと。

- ・秋田県内の新しいスポットや話題になった情報
- ・先輩社会人インタビューや秋田県内の業界について（対象については県が選定）
- ・「こっちゃけ」への誘導や、ターゲット層の興味・関心を惹く情報

※収集する情報の種類については、変更する場合がある。

イ 制作する記事

4 (1) アで取材した内容について、以下の媒体に掲載する記事を作成

① SNSアカウント掲載用記事 12本

- ・対象者は大学生等が中心となることから、若者層が読みやすい文体、構成等を意識すること。
- ・Instagramでは概要版、note等には記事全文や写真を掲載し、プロフィールに設定したnote等のリンクから記事全文の閲覧に誘導するような形式とする。
- ・Instagramの投稿は、画像を中心としたフィード投稿に加え、拡散力が高く、フォロワー外にもリーチしやすいリール動画についても作成する。

②秋田県が発行するメールマガジン掲載用記事 4本

- ・1記事あたり500文字程度
- ・メールマガジンの形式はテキスト形式
- ・メールを開封してもらえるような記事タイトルや導入を意識すること。
- ・メールマガジンでは記事の概要版を掲載し、note等へのリンクから記事全文の閲覧に誘導するような形式とする。

(2) インフルエンサーマーケティングの活用

若年層に知名度のあるインフルエンサーをアンバサダーとして起用し、認知拡大やフォロワー数の獲得、閲覧数の向上につなげる。

ア 起用するインフルエンサー

高校生、大学生等に影響力があり、秋田にまつわる情報等を発信している者、又は秋田の魅力を語る事ができる適任者

イ 依頼内容

Instagramの投稿時期に合わせ、各記事や当課イベント情報等について、タイアップ投稿等を依頼するものとする。

(3) その他

- ・学生等のSNSの閲覧数やフォロワー数、「こっちゃけ」の登録者数増に向けた方法等があれば、提案すること。
- ・投稿後にインサイト等による分析を行い、改善点等を提案すること。

## 5 数値目標

(1) Instagram 新規フォロワー数 450名 (R5年度296名、R6年度315名)

(2) Instagram 各投稿閲覧数 (投稿2週間後時点での目標値)

フィード投稿 1,600 (R6年度同事業直近6投稿平均閲覧数1,032)

リール動画 10,000 (R6年度同事業直近6投稿平均閲覧数7,101)

投稿後、必要に応じて県とのミーティング等により、運用の見直し等について協議を行う。

## 6 権利の帰属

(1) 成果品の著作権は県に帰属することとし、県は受託者の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。

(2) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することはできないものとする。

## 7 概算払

受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。

## 8 実績報告

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。

## 9 その他留意事項

- (1) 業務内容の実施にあたっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこと。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならないものとする。ただし、予め県に協議を行い、県が承認した場合にのみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務の実施にあたり、著作権、肖像権や個人情報を扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図ること。
- (5) メールマガジン等記事の内容は、他SNSへも転用する可能性があることに留意すること。